

浜松市教育委員会訓令甲第3号

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令甲

浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程（昭和43年浜松市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職員	勤務時間	休憩時間	週休日	職員	勤務時間	休憩時間	週休日
幼稚園に勤務する職員（与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、伊佐見幼稚園、可美幼稚園、舞阪幼稚園、雄踏幼稚園、中瀬幼稚園、上島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、佐久間幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員を除く。）	(略)			幼稚園に勤務する職員（与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、伊佐見幼稚園、可美幼稚園、雄踏幼稚園、小松幼稚園、中瀬幼稚園、上島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、犬居幼稚園、佐久間幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員を除く。）	(略)		
与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、伊佐見幼稚園、可美幼稚園、中瀬幼稚園、上	(略)			与進幼稚園、豊西幼稚園、白脇幼稚園、橋爪幼稚園、伊佐見幼稚園、可美幼稚園、雄踏幼稚園、小	(略)		

島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員				松幼稚園、中瀬幼稚園、上島幼稚園、赤佐幼稚園、宮口幼稚園、光明幼稚園、犬居幼稚園、佐久間幼稚園、中川幼稚園、引佐幼稚園、金指幼稚園、奥山幼稚園、伊平幼稚園及び引佐北部みさと幼稚園に勤務する職員	
舞阪幼稚園、雄踏幼稚園及び佐久間幼稚園に勤務する職員	午前7時30分から午後6時15分までの間における7時間45分とし、その割振りは、園長が定める。	割振りは、業務の状況に応じて園長が定める。			
小学校及び中学校に勤務する職員	(略)			小学校及び中学校に勤務する職員	(略)
備考 (略)				備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この訓令甲は、浜松市立舞阪幼稚園の閉園並びに浜松市立小松幼稚園及び浜松市立犬居幼稚園での預かり保育実施に伴い、規定の整備を行うものです。